

## 外貨預金ステートメント方式に関する特約

外貨預金を通帳・証書を発行せずステートメント（取引明細書）を発行することによって取引する場合（以下「ステートメント方式」といいます。）は、以下のとおり取扱うものとします。

### 1【本人確認口座の届出】

- (1) 外貨預金の申込書等により、ステートメント方式を選択する場合は、当行所定の種類の預金口座をステートメント方式における本人確認口座として、あらかじめ当店に届出るものとします。
- (2) 前記(1)に定める本人確認口座（以下「本人確認口座」といいます。）は、次のすべての要件を満たす預金口座に限るものとします。
  - 当該外貨預金口座と同じ支店に開設されていること。
  - 届出の氏名・住所等が、当該外貨預金口座の届出の氏名・住所等とすべて一致していること。
  - 通帳またはキャッシュカードが発行されていること。
- (3) 本人確認口座を解約する場合には、預金者はあらかじめ当行所定の方法により、本人確認口座を他の預金口座（前記(2)のすべての要件を満たす預金口座に限るものとします。）に変更するか、ステートメント方式を当行所定の通帳・証書による取引に変更するものとします。

### 2【ステートメントの発行】

- (1) ステートメント方式の外貨預金については、通帳・証書の発行に代えてこの規定に定めるステートメントを発行します。
- (2) 当行は、当行所定の期間における当該外貨預金の預入れ、払戻し、解約等の取引明細および当該期間の最終日付の残高等を記載したステートメントを作成のうえ、届出の住所にあてて送付します。ただし、当該期間を通じて当該外貨預金の残高がなかった場合は、当該期間にかかるステートメントは発行しません。
- (3) 同日の複数の取引をステートメントに記載するときは、その記載順序については当行の任意とします。

### 3【本人確認口座の通帳・カードの提出】

ステートメント方式の外貨預金の預入れ、払戻し、解約等の取引や、当該外貨預金口座にかかる届出事項の変更等を行うときは、当行所定の書面に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名記入）して、本人確認口座の通帳またはキャッシュカードとともに当店に提出してください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の手続きに応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。

### 4【通帳・証書による取引への変更】

ステートメント方式を当行所定の通帳・証書による取引に変更するときは、当行所定の書面に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名記入）して、当店に提出してください。この場合、当行は当行所定の通帳・証書を発行するものとします。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの変更に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。

### 5【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上  
(2018年9月18日現在)